

公的年金等の申告相談会

公的年金受給者を対象に、確定申告書の作成方法などをアドバイスします。
下記のことを気をつけてご来場ください。



▼申告相談会の日時・場所

対象地区	日 時	場 所
丹原・小松	2月5日(水) 9時～16時	東予総合支所3階
東 予	2月6日(木)・7日(金) 9時～16時	東予総合支所3階

※近年の公的年金等の申告相談者数の減少等により、今回から申告相談会の期間を短縮するとともに会場を東予総合支所一カ所で開催します。

※丹原・小松地区の皆さまには、申告会場の変更により、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

※混雑を避けるため、地区ごとに申告相談会の日時を指定しておりますが、どうしても都合が悪い方は、公的年金等申告相談会の期間内の他の日時に来場されるか、2月17日以降に各地区公民館等で

市が行います市県民税・国民健康保険税申告相談会にご来場ください。

※前年分をイータックスで申告した方で税務署から「お知らせはがき」が届いた方は、そのはがきをお持ちください。

※当日はかなり混雑しますので、医療費控除の明細書や収支内訳書等は事前に作成してきてください。

※当日は公的年金を受給されている方の申告相談を予定していますので、平成25年中に土地や株の譲渡があった方の申告相談はご遠慮ください。

▼申告相談会で必要な書類や用具

- 前年分をイータックスで申告された方は、「お知らせはがき」と申告時に封筒に入れてお渡しした送信票
- 確定申告書（ない場合は当日お渡しします）
- 平成25年分の公的年金、給与所得等の源泉徴収票
- ※公的年金以外に収入のある方は、その所得の計算に必要な書類など。
- 国民健康保険税などの支払金額が分かる書類
- 国民年金保険料などの支払いを証明する書類
- 生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- 医療費の領収書など、所得控除に必要な書類
- 申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの
- 印章、筆記用具

公的年金等を受給されている皆さまへ

■税の申告にご注意ください

- 1 平成23年分からは、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告の必要がなくなりました。
還付を受ける場合などには、従来どおり税務署に確定申告をすることができます。
- 2 所得税の確定申告の必要がない場合でも、市への市県民税申告は必要です。ご注意ください。
- 3 詳細は、市庁舎本館市民税課・各総合支所窓口に備え付けのリーフレットをご覧ください。

■問合せ 伊予西条税務署個人課税部門 TEL0897-56-3292

ようこそ市長室・移動市長室へ

市長が、市民の皆さんの声を直接お聞きします。皆さんのご参加をお待ちしています。

■対 象 市内各地域で活動するグループ、団体など

■日時・場所 ○1月21日(火) 9時～ 本庁 ○1月21日(火) 13時30分～ 東予総合支所
○1月23日(木) 9時～ 丹原総合支所 ○1月23日(木) 13時30分～ 小松総合支所
※1グループ当たり30分から1時間程度。

■参加方法 各開催日の10日前までに、本庁広報広聴課または、参加を希望される各総合支所総務課へ申し込みが必要です。各場所3団体程度を予定。申し込み多数の場合は先着順。

■申 込 先 ○市庁舎本館広報広聴課 広聴係 TEL0897-52-1694
○東予総合支所総務課 総務調整係 TEL0898-64-2700
○丹原総合支所総務課 総務調整係 TEL0898-68-7300
○小松総合支所総務課 総務調整係 TEL0898-72-2111